

資 料

「中華人民共和国刑法改正法（十一）」について

北川佳世子
王 兵 兵

- 一 はじめに
 - (一) 前記
 - (二) 「刑法改正法（十一）」の成立に至る経緯
- 二 未成年者に関する刑法規定の改正
 - (一) 刑事責任年齢の引き下げ
 - (二) 強姦罪の加重情状の追加
 - (三) ケア職員姦淫罪の新設
 - (四) 児童わいせつ罪の改正
- 三 公共の安全に危害を及ぼす罪に関する規定の改正
 - (一) 安全運転妨害罪の新設
 - (二) 危険作業強要・組織罪の改正
 - (三) 危険作業罪の新設
- 四 食品および薬品の安全に危害を及ぼす罪に関する規定の改正
 - (一) 偽薬生産・販売・提供罪の改正
 - (二) 劣等薬生産・販売・提供罪の改正
 - (三) 薬品管理妨害罪の新設
 - (四) 食品・薬品監督管理懈怠罪の改正
- 五 金融管理秩序を破壊する罪に関する規定の改正
 - (一) 証券詐欺発行罪の改正
 - (二) 重要情報虚偽提供・隠蔽罪の改正
 - (三) 公衆預金不法集金罪の改正
 - (四) 集金詐欺罪の改正
 - (五) 金融詐欺罪の両罰規定の改正
 - (六) 証券・先物市場操縦罪の改正
 - (七) マネー・ロンダリング罪の改正
 - (八) 不法債務取立罪の新設
- 六 企業の保護等に関する規定の改正
 - (一) 非公務員収賄罪の改正
 - (二) 業務上横領罪の改正

- (三) 資金流用罪の改正
- (四) 貸付金手形信用書金融保証書騙取罪の改正
- (五) 虚偽証明文書提供罪の改正
- 七 知的財産権を侵害する罪に関する規定の改正
 - (一) 登録商標盗用罪の改正
 - (二) 登録商標盗用商品販売罪の改正
 - (三) 登録商標標識不法製造罪・不法登録商標標識販売罪の改正
 - (四) 著作権侵害罪の改正
 - (五) 侵権複製品販売罪の改正
 - (六) 商業秘密侵害罪の改正
 - (七) 域外のための商業秘密窃取・探知・買受・不法提供罪の新設
 - (八) 知的財産権侵害罪の両罰規定の改正
- 八 公共の秩序を妨害する罪に関する規定の改正
 - (一) 警察官襲撃罪の新設
 - (二) 詐称乗っ取り罪の新設
 - (三) 高所物品投棄罪の新設
 - (四) 英雄烈士名誉・荣誉侵害罪の新設
 - (五) 賭博場開帳罪の改正と国(域)外賭博参加組織罪の新設
- 九 公共の衛生に危害を及ぼす罪に関する規定の改正
 - (一) 感染症防止妨害罪の改正
 - (二) 人類遺伝資源不法採集・人類遺伝資源材料密輸出罪の新設
 - (三) ゲノム編集・クローン胚不法移植罪の新設
 - (四) 陸生野生動物不法捕獲・買入・運搬・売渡罪の新設
- 十 環境資源を破壊する罪に関する規定の改正
 - (一) 環境汚染罪の改正
 - (二) 自然保護地破壊罪の新設
 - (三) 侵略的外来種不法持込み・解放・遺棄罪の新設
- 十一 そのほか
 - (一) 興奮剤管理妨害罪の新設
 - (二) 軍事スパイ罪の改正
 - (三) 軍人の職責違反罪の主体の改正

一 はじめに

(一) 前記

本稿は、中華人民共和国刑法改正法(十一)の内容を概説する論稿である⁽¹⁾。

中国では、1979年に最初の刑法典が制定された後、1997年に全面改正され、

現行法である新刑法典が制定、施行されるに至ったが、その後は今回を含め11回にわたる改正が行われている⁽²⁾。

今回の改正法（十一）は、2020年12月26日に第13期全国人民代表大会常務委員会第24回会議において成立し、翌2021年3月1日に施行されているところ、新設された犯罪が15罪—安全運転妨害罪（133条の2）、危険作業罪（134条の1）、薬品管理妨害罪（142条の1）、域外のための商業秘密不正取得等罪（219条の1）、ケア職員等姦淫罪（236条の1）、詐称乗っ取り罪（280条の2）、高所物品投棄罪（291条の2）、不法債務取立罪（299条の1）、英雄烈士名誉等侵害罪（299条の1）、人類遺伝資源不法採集等罪（234条の1）、ゲノム編集・クローン胚不法移植罪（236条の1）、陸生野生動物不法捕獲等罪（341条）、自然保護地破壊罪（342条の1）、侵略的外来種不法持込等罪（344条の1）、興奮剤管理妨害罪（355条の1）に上り、また、既存の条文の改正点についても広範囲で多岐にわたる。とくに目を引く改正点として、刑事責任年齢が一定の重大犯罪について満12歳まで引き下げられた点（二（一））、児童に対する性犯罪処罰の厳格化（二（二）～（四））が挙げられるほか、金融商品取引における不正行為や相場操縦罪等の規定の整備・拡充（五）、非公務員による業務上の犯罪の法定刑の引上げ・見直し（六）、知的財産権侵害の規制強化（七）といった中国の市場経済の発展に伴う経済事犯に対する厳正な対処・重罰化傾向が見受けられる。また、公共の安全・衛生に危害を及ぼす行為（三、四）、公共の秩序を妨害する行為（九）等については、危険犯化の傾向が顕著である。さらに、近年問題化した感染症予防対策（九（一））、ヒト胚ゲノム編集技術いわゆるドーピング問題（十一（一））のための刑事規制も図られている。

-
- (1) 本改正法（十一）については、既に和訳および新旧対照表をまとめた論稿として、坂口一成訳「中華人民共和国刑法改正法（十一）—刑法修正案（十一）」阪大法学71巻1号301頁以下（2021）がある。
- (2) 中国の現行刑法の全文和訳については、改正法（二）当時のものとして、野村稔・張凌『注解中華人民共和国新刑法』早稲田大学比較法研究所叢書（2002年、成文堂）が、改正法（八）当時のものとして、甲斐克則・劉建利編訳『中華人民共和国刑法』（2011、成文堂）があり、後者には改正法（一）から（八）までの概要がまとめられている。さらに、改正法（九）の概要については、北川佳世子・周舟「『中華人民共和国刑法改正九』について」本誌49巻3号（通巻109号）119頁以下（2016）、張開駿・只木誠監訳・頼勇佐「中国刑法改正における最新の動向-2015年の『刑法修正案（九）』について-」比較法雑誌50巻2号363頁以下（2016）がある。

以下、本稿の本文各章では、改正点をわかりやすく概説するため、必ずしも改正条文の順に沿うのではなく、罪質や関連性が高い規定のグループ分けを行い、改正の背景事情や執筆者の評価を付す等して、読者の理解を促すこととした。執筆者である王兵兵氏は、東南大学法学院の博士課程に在籍し、早稲田大学の外国人研究者受入制度を利用して、2019年9月から2021年8月の間、大学院法務研究科のリサーチフェローとして「超個人的法益の拡張の正当性と限界」をテーマに日中刑法の比較考察研究に従事した刑法研究者であることを申し添えておく。

(北川佳世子記)

(二) 「刑法改正法(十一)」の成立に至る経緯

1997年10月1日より中華人民共和国(以下、「中国」という)の現行刑法が施行されてから今日に至るまで、12回にわたって改正が行われ、1部の単行刑法と11部の「刑法改正法」が制定された。平均すると、およそ2年に1回の頻度で刑法が改正されていることになる。

刑事立法は社会と時代の発展の需要に適切に対応しなければならない。新型コロナウイルス感染症の問題は、公衆の社会ガバナンス問題に対する重大な関心を引き起こした。また、中国の国際化レベルの向上に伴い、中国と外国、国際組織間の交流は絶えず強化され、刑法を含む国内の法律体系にも新たな整備と改革が要求されることとなった。その他にも、2020年に『中華人民共和国民法典』が公布・施行され、近年一部の行政規定に対する改正が行われたことにより、刑法はそれらの法制度と協調するよう求められている。こうした事情が今回の改正の背景になっている。

今回の改正は、第13期全国人民代表大会常務委員会第20回会議において、「刑法改正法(十一)(草案)」(以下、「草案」という)の第一次審議に始まり、多数の賛成が得られたが、草案に関連する諸事項についてさらに改善する必要があるという意見が提出された。その後、草案の全文が公表され、国民からの意見を募った後、2020年10月14日の第13期全国人民代表大会常務委員会第22回会議において、内容が増設された草案の第二次審議が始まった。そして、2020年12月26日の第13期全国人民代表大会常務委員会第24回会議で採択され、翌年2021年の3月1日に施行されるに至った。

二 未成年者に関する刑法規定の改正

（一）刑事責任年齢の引き下げ

少年犯罪の低齡化，特に重大な暴力犯罪の低齡化は，未成年者に対する管理教育の不備と相まって，少年犯罪に対する国民の大きな不安を引き起こし，刑事責任年齢を引き下げることかという問題が，社会の大きな注目を集め，活発な議論を巻き起こしたところ，「刑法改正法（十一）」第1条は，刑法第17条を大幅に改正した。具体的には，第17条に一項を追加し，第3項として，「12歳以上14歳未満の者が，殺人又は傷害の罪を犯し，よって人を死に至らせ，又は特に残虐な方法により人に重傷害を負わせて重要な身体機能を喪失させ，情状が悪質であり，最高人民検察院が刑事処分を承認したときは，刑事責任を負わなければならない。」という規定を新設した。この規定の新設により，殺人罪，傷害致死罪等の一定の重大犯罪については刑事責任年齢が引き下げられ，満12歳以上の者に刑事責任が問われる可能性が生じた。

その上で，従前の第3項が「14歳以上18歳未満の者が罪を犯したときは，その刑を軽くし，又は減輕しなければならない。」⁽³⁾と規定していたのを，第4項として「前3項の規定により刑事責任を追及する18歳未満の者については，その刑を軽くし，又は減輕しなければならない」と改めた。そのほか，第2項の「投毒の罪」と従前の第4項の「政府がこの者を收容して矯正させることができる」という文言が，「危険物質投入の罪」と「法により特別矯正教育を行う（改正後の第5項）」という文言にそれぞれ修正された。

（二）強姦罪の加重情状の追加

近年，中国で幼女を買春した事件が発生し，とくに2009年に貴州省習水県で起きた事件が全国的に注目されたのを契機に，幼女（14歳未満の少女）の性に対する刑法的保護が見直され，2015年の「刑法改正法（九）」では，刑法360条2項の幼女買春罪を削除し，幼女を買春する行為をすべて強姦罪として重く処罰することとした。

さらに，今回の「刑法改正法（十一）」第26条は，刑法第236条第3項3号

(3) 従前の刑法規定の訳語は，甲斐克則・劉建利編訳『中華人民共和国刑法』，北川佳世子・周舟『中華人民共和国刑法改正法九』について」（いずれも前掲注（2））におおむね従う。

を、従前の「公共の場所において女子を公然と強姦したとき。」から、「公共の場所において公然と女子を強姦し、または幼女を姦淫したとき。」と改め、また、新たに5号として、「10歳未満の幼女を姦淫し、または幼女に傷害を負わせたとき。」という事由を追加して、強姦罪のうち、とくに重く処罰（死刑、無期懲役、10年以上の有期懲役）すべき事由を拡張した。このように、幼女の性に対する刑法的保護がさらに強化されるに至った。

（三） ケア職員姦淫罪の新設

未成年者に対する監護、養子縁組、世話、教育、医療などの職責を負う者は、未成年女性に対してより大きく、より直接的な心理的影響を及ぼし得る立場にある。特に精神的に未熟な未成年女性にとって、このような監護者等に対する依存心理と誤った認識の下で行われた性交は、自己の自由な性的意思によるものとはいえず、刑法的保護が必要である。

「刑法改正法（十一）」第27条は、刑法第236条の1として、「第1項 14歳以上16歳未満の未成年女性に対する監護、養子縁組、世話、教育、医療などの特殊な職責を負う人員が、当該未成年女性を姦淫したときは、3年以下の有期懲役に処する。情状が悪質であるときは、3年以上10年以下の有期懲役に処する。第2項 前項の行為を行い、同時に本法第236条に規定する罪にも該当するときは、重い刑を定める規定により罪を認定し、処罰する。」という規定を新設した。

（四） 児童わいせつ罪の改正

児童わいせつ罪は児童の性的権利を著しく侵害し、児童の健全な成長を損なう行為である。2020年に上海で発生した王振華事件⁽⁴⁾は、社会から注目を集めた事件であり、王振華は最終的に児童わいせつ罪で5年の有期懲役を言い渡されたにもかかわらず、刑が軽すぎるという批判が大きかった。そのため、「刑法改正法（十一）」は児童わいせつ罪に関する規定を大幅に改正した。

従前、児童にわいせつな行為を行ったときは、女子強制わいせつ侮辱罪

(4) 「新民晩報」によると、2019年6月29日午後、王振華は上海のあるホテルで女兒にわいせつ行為をし、事件後、女兒が江蘇省にいる母親に電話をかけて泣きついたところ、母親が上海の警察に通報し、王が逮捕された。2020年6月17日、上海市普陀区の裁判所は、児童わいせつ罪で王に懲役5年の判決を言い渡した。

(237条)により重く処罰されていたが、「刑法改正法（十一）」第28条は、刑法第237条第3項を以下のように改正した。すなわち、「児童にわいせつな行為を行ったときは、5年以下の有期徒刑に処する。次に掲げるいずれかの事情があるときは、5年以上の有期徒刑に処する。(一)多数の児童にわいせつな行為を行ったとき、または多数回行ったとき。(二)多衆集合して児童にわいせつな行為を行ったとき、または公共の場所において公然と児童にわいせつな行為を行い、情状が悪質であるとき。(三)児童に傷害を負わせ、またはその他の重い結果を生じさせたとき。(四)わいせつの手段が悪質であり、またはその他の悪質な情状があったとき。」とした。従前の処罰と比べて、今回の改正では、本罪の法定刑の上限は引き上げられなかったが、立法者は「その他の悪質な情状」の適用を明確にすることにより、法定刑を重くするハードルを下げたと考えられる。

三 公共の安全に危害を及ぼす罪に関する規定の改正

(一) 安全運転妨害罪の新設

安全運転妨害罪は、公共交通機関の乗客が運転者を罵倒したり殴ったり、ハンドルを奪い取ったりするなどして重大な死傷を生じさせた事件が発生したことを契機に新設されたものである。

「刑法改正法（十一）」第2条は、刑法第133条の2として、「第1項 走行中の公共交通手段の運転者に対して暴力を加え、または運転操縦装置を奪い取り、公共交通手段の正常な走行を妨害し、公共の安全に危険を生じさせた者は、1年以下の有期徒刑、拘役または管制に処し、罰金を併科し、または単科する。第2項 前項に規定する運転者が走行している公共交通手段において無断で持ち場を離れ、他人と殴り合い、または他人を殴打し、公共の安全に危険を生じさせたときは、前項の規定により処罰する。第3項 前二項に規定する行為を行い、同時に他の罪をも構成するときは、重い刑を定める規定により罪を認定し、処罰する」とした。

(二) 危険作業強要・組織罪の改正

「刑法改正法（十一）」第3条は、刑法第134条第2項を改正し、従前の「規則に違反し危険を冒して作業を他人に強制的に行わせた者が、重大な死傷事故またはその他の重い結果を生じさせたときは、5年以下の有期徒刑または拘役

に処する。情状が特に悪質であるときは、5年以上の有期懲役に処する。」という規定から、「規則に違反し危険を冒して作業を他人に強制的に行わせ、または重大事故の隠れた危険が存在することを知りながら排除せず、なお他人を組織し、危険を冒して作業をさせた者が、重大な死傷事故またはその他の重い結果を生じさせたときは、5年以下の有期懲役または拘役に処する。情状が特に悪質であるときは、5年以上の有期懲役に処する。」という規定に改正した。

他人を組織し、危険を冒して作業をさせるという行為は強制的な手段を必要としないため、改正前は、刑罰が軽い重大責任事故罪（134条）などで処理せざるをえなかったが、本改正により、今後は、重大事故が発生した場合、本条により厳しい制裁を受けることになる。構成要件の改正に伴い、本罪の罪名は「危険作業強要・組織罪」となった。

（三）危険作業罪の新設

「刑法改正法（十一）」第4条は、刑法第134条の後に一条を追加し、第134条の1として、危険作業罪を新たに設け、「生産・作業中に安全管理に関する規定に違反した者は、次に掲げるいずれかの事由により、重大な死傷事故またはその他の重い結果を生じさせる現実的危険があるときは、1年以下の有期懲役、拘役または管制に処する。（一）生産の安全に直接関わるモニタリング、通報、防護、救命等の設備・施設を閉鎖し、破壊したとき、またはその関連データ、情報を改ざんし、隠匿し、廃棄したとき。（二）重大事故の隠れた危険が存在するために法により生産営業停止、施工停止、関連設備・施設・場所の使用停止または危険を排除する是正措置を即時実行するよう命じられたが、執行を拒否したとき。（三）安全生産に関わる事項について法による承認または許可を得ず、無断で鉱山の採掘、金属の製錬、建築施工、および危険物の生産・経営・貯蔵等の高度に危険な生産作業活動に従事したとき。」とした。

本罪の新設は、生産・作業現場の安全管理をないがしろにして重大死傷事故等の重大な結果が現実が発生した場合（侵害犯）にとどまらず、いまだ結果が発生していなくてもその現実的危険がある場合（危険犯）に処罰を早期化したことを意味する。

四 食品および薬品の安全に危害を及ぼす罪に関する規定の改正

（一）偽薬生産・販売・提供罪の改正

2019年12月1日より施行された「中華人民共和国薬品管理法」は、「偽薬とする」という条項（改正前の48条第3項）を削除し、偽薬と劣等薬の認定基準を変更した上で、偽薬・劣等薬以外の使用が禁じられた薬品を追加した。この薬品管理法の改正に合わせて、刑法における関連する条項の文言も以下のように改められた。すなわち、「刑法改正法（十一）」第5条は、従前の刑法第141条第2項の「本条において偽薬とは、『中華人民共和国薬品管理法』に基づいて、偽の薬品ならびに偽の薬品として処理される薬品及び非薬品をいう。」という規定を改め、「薬品使用単位の人員が偽薬であることを知りながら他人に提供して使用させたときは、前項の規定により処罰する」とした。

（二）劣等薬生産・販売・提供罪の改正

「刑法改正法（十一）」第6条により、劣等薬生産・販売罪も改正された。まず、刑法第142条第1項の罰金刑について、従前の「売上金額の50%以上2倍以下」という制限を削除した。改正後の第1項は「劣等の薬品を生産または販売し、人の健康に重大な危害を及ぼした者は、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。結果がとくに重いときは、10年以上の有期徒刑または無期徒刑に処し、罰金または財産没収を併科する。」になった。次に、従前の第2項の「本条において劣等の薬品とは、『中華人民共和国薬品管理法』に基づいて、劣等の薬品に属する薬品をいう。」という規定を改め、「薬品使用単位の人員が劣等薬であることを知りながら他人に提供して使用させたときは、前項の規定により処罰する」としたが、この点は上記（一）と同様、薬品管理法の改正に伴い改められたものである。

（三）薬品管理妨害罪の新設

さらに薬品安全管理違反のうち、一定の事由に該当する場合には、人の健康に重大な危害を惹起するには至らなくても、その危険を惹起した段階で処罰する規定が新設された。「刑法改正法（十一）」第7条は、刑法第142条の後に第142条の1を追加し、「第1項 薬品管理規定に違反した者は、次に掲げる事由

のいずれかがあり、人体の健康に重大な危害を及ぼしうるときは、3年以下の有期徒刑または拘役に処し、罰金を併科し、または単科する。人体の健康に重大な危害を及ぼし、またはその他の重い情状があるときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。(一) 国务院薬品監督管理部門が使用を禁止する薬品を生産し、販売したとき。(二) 薬品に関する承認証明文書を取得せず、薬品を生産し、輸入し、または上述の薬品であることを知りながら販売したとき。(三) 薬品の登録申請において虚偽の証明書・データ・資料・サンプルを提供し、またはその他の欺く手段を使用したとき。(四) 生産・検査記録を捏造したとき。第2項 前項の行為を行い、同時に本法第141条及び142条に規定する罪または他の罪をも構成するときは、重い刑を定める規定により罪を認定し、処罰する。」とした。

本罪の新設は、薬品の管理を妨害する不法行為に対して独自に刑事責任を設けるためであり、身体の健康と生命安全の保護を目的とする偽薬生産・販売・提供罪と劣等薬生産・販売・提供罪と区別されるほか、薬品の生産・販売する前の研究開発、登録などの段階まで刑法による保護を拡大することを意図している。

(四) 食品・薬品監督管理懈怠罪の改正

「刑法改正法(十一)」第45条は、刑法第408条の1の第1項を大幅に改正し、本罪の犯罪主体を拡充するとともに、罪状に関して、従前の「重い結果」に加えて、「他の重い情状」、「他のとくに重い情状」をも罪状判断の標準として追加した。すなわち、従前の「食品の安全を監督管理する職責を負う国家機関公務員が、職権を濫用しまたは職責を怠り、重大な食品安全事故またはその他の重い結果を生じさせたときは、5年以下の有期徒刑または拘役に処する。とくに重い結果を生じさせたときは、5年以上10年以下の有期徒刑に処する。」から、「食品・薬品の安全を監督管理する職責を負う国家機関公務員が、職権を濫用しまたは職責を怠り、次に掲げる事由のいずれかがあり、重い結果を生じさせ、またはその他の重い情状があるときは、5年以下の有期徒刑または拘役に処する。とくに重い結果を生じさせ、またはその他のとくに重い情状があるときは、5年以上10年以下の有期徒刑に処する。(一) 食品安全事故・薬品安全事故を隠して報告せず、虚偽の報告をしたとき。(二) 発見した重大な食品・薬品安全違法行為について規定による調査処理を行わなかったとき。(三) 薬品および特殊食品の審査承認・審査評価の過程において、要件に該当しない

申請を許可したとき。（四）法により司法機関に移送して刑事責任を追及しなければならないのに移送しなかったとき。（五）職権を濫用し、または職務を懈怠するその他の行為を行ったとき。」に改正した。

五 金融管理秩序を破壊する罪に関する規定の改正

近年、中国では金融分野における悪質な事案が繰り返し発生し、数多くの投資者の合法的權益を深刻に侵害し、金融取引市場の経済秩序を危険にさらし、資本市場の機能を阻害しているがゆえに、今回の改正は、金融犯罪に対する処罰を強化した。

（一）証券詐欺発行罪の改正

「刑法改正法（十一）」第8条による、刑法第160条の改正は以下のとおりである。

まず、本条第1項について、従前の「株式募集説明書、株式購入承認書、社債募集方法において、重要な事実を隠蔽し、または重大な虚偽の内容を捏造して株式または社債を発行した者は、数額が非常に大きいとき、結果が重いつまはその他の重い情状があるときは、5年以下の有期または拘役に処し、不法集金額の1%以上5%以下の罰金を併科または単科する」から、「株式募集説明書、株式購入承認書、社債募集方法等の発行文書において重要な事実を隠蔽し、または重大な虚偽の内容を捏造して株式、社債・預託証券または國務院が法により認定したその他の証券を発行した者は、5年以下の有期または拘役に処し、罰金を併科または単科する。数額が極めて大きいとき、結果がとくに重いつまはその他のとくに重い情状があるときは、5年以上の有期懲役に処し、罰金を併科する。」に改正された。

次に、その後に一項が追加され、第2項として、「支配株主、実質的支配者が組織し、指示して前項の行為を実行させたときは、5年以下の有期懲役または拘役に処し、不法集金額の20%以上一倍以下の罰金を併科または単科する。数額がとくに大きいとき、結果がとくに重いつまはその他のとくに重い情状があるときは、5年以上の有期懲役に処し、不法集金額の20%以上一倍以下の罰金を併科する。」という規定が新たに設けられた。

さらに、従前の第2項の、「組織体が前項の罪を犯したときは、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者およびその他の直接責任者

についても、5年以下の有期徒刑または拘役に処する。」は、「組織体が前二項の罪を犯したときは、組織体に対して不法集金額の20%以上1倍以下の罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者およびその他の直接責任者についても、第1項の規定により処罰する。」と改められた上で第3項とされた。

今回の改正により本罪の客体は、株式、債券のみならず、他の証券も含まれることとなったため、従前の罪名であった「株式・社債詐欺発行罪」も司法解釈により「証券詐欺発行罪」に改められた。

(二) 重要情報虚偽提供・隠蔽罪の改正

「刑法改正法(十一)」第9条は、刑法第161条を、従前の「法により情報を公開する義務を負う会社または企業が、株主および社会の公衆に対し、虚偽の情報を提供し、重要な事実に関する財務会計報告を隠蔽し、または法により公開すべき重要情報を規則に反して公開せず、株主またはその他の人の利益に重大な損害を生じさせたときまたはその他の重い情状があるときは、その直接責任を負う主管者およびその他の直接責任者についても、3年以下の有期徒刑または拘役に処し、2万元以上20万元以下の罰金を併科しまたは単科する。」から、「第1項 法により情報を公開する義務を負う会社または企業が、株主および社会の公衆に対し、虚偽の情報を提供し、重要な事実に関する財務会計報告を隠蔽し、または法により公開すべき重要情報を規則に反して公開せず、株主またはその他の人の利益に重大な損害を生じさせたときまたはその他の重い情状があるときは、その直接責任を負う主管者およびその他の直接責任者についても、5年以下の有期徒刑または拘役に処し、罰金を併科しまたは単科する。情状がとくに重いときは、5年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。」に改正した上で、「前項に規定する会社・企業の支配株主および実質的支配者が前項の行為を実行し、もしくは組織し、指示して実行させたとき、または関係事項を隠蔽したことにより前項に規定する状況の発生を招致したときは、前項の規定により処罰する。」という規定を追加し、第2項とした。その他、「前項の罪を犯した支配株主および実質的支配者が組織体であるときは、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者およびその他の直接責任者についても、第1項の規定により処罰する。」という規定を追加し、第3項とした。

（三） 公衆預金不法集金罪の改正

「刑法改正法（十一）」第12条は、刑法第176条第1項を、従前の「公衆の預金を不法にまたはそれに準ずる方法により集め、金融の秩序を妨害した者は、3年以下の有期徒刑または拘役に処し、2万元以上20万元以下の罰金を併科しまたは単科する。数额が非常に大きいときまたはその他の重い情状があるときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、5万元以上50万元以下の罰金を併科する。」から、「公衆の預金を不法にまたはそれに準ずる方法により集め、金融の秩序を妨害した者は、3年以下の有期徒刑または拘役に処し、罰金を併科しまたは単科する。数额が非常に大きいときまたはその他の重い情状があるときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。」に改正した。さらに、「前二項の行為を行い、公訴提起前に贓物を積極的に返還し、損害結果の発生を減少させたときは、その刑を軽くし、または減輕することができる。」という規定を追加し、第3項とした。第3項は、事後の被害回復という情状面を刑罰減輕事由として規定したものである。

（四） 集金詐欺罪の改正

「刑法改正法（十一）」第15条は、刑法第192条を、従前の「不法領得の目的で、詐欺の方法により資金を不法に集めた者は、数额が比較的に大きいときは、5年以下の有期徒刑または拘役に処し、2万元以上20万元以下の罰金を併科する。数额が非常に大きいときまたはその他の重い情状があるときは、5年以上10年以下の有期徒刑に処し、5万元以上50万元以下の罰金を併科する。数额が極めて大きいときまたはその他のとくに重い情状があるときは、10年以上の有期徒刑または無期徒刑に処し、5万元以上50万元以下の罰金または財産の没収を併科する。」から、「不法領得の目的で、詐欺の方法により資金を不法に集めた者は、数额が比較的に大きいときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。数额が非常に大きいときまたはその他の重い情状があるときは、7年以上の有期徒刑または無期徒刑に処し、罰金または財産の没収を併科する。」と改正した上で、「組織体が前項の罪を犯したときは、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者およびその他の直接責任者についても、前項の規定により処罰する。」という規定を追加し、第2項とした。

(五) 金融詐欺罪の両罰規定の改正

上述の集金詐欺罪の法定刑の引上げに伴い、「刑法改正法（十一）」第16条は、刑法第200条において、従前の「第192条」という文字を削除し、「組織体が本節第194条または第195条に規定する罪を犯したときは、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者およびその他の直接責任者についても、5年以下の有期徒刑または拘役に処し、罰金を併科することができる。数額が非常に大きいときまたはその他の重い情状があるときは、5年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。数額が極めて大きいときまたはその他のとくに重い情状があるときは、10年以上の有期徒刑または無期徒刑に処し、罰金を併科する。」とした。

(六) 証券・先物市場操縦罪の改正

「刑法改正法（十一）」第13条は、刑法第182条第1項を、従前の「次に掲げるいずれかの事由により、証券または先物市場を操縦した者は、情状が重いときは、5年以下の有期徒刑または拘役に処し、罰金を併科または単科する。情状がとくに重いときは、5年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。（一）単独でまたは他人と共謀して、優位な資金、株もしくは先物契約または情報の優位を利用し、連携または連続して売買することにより、証券または先物の取引価格または出来高を操縦したとき。（二）他人と通謀して、事前に約束した時間、価格または方法で、証券または先物を相互に取引することにより、証券または先物の取引価格または出来高に影響を与えたとき。（三）自己が実際に管理している口座間で証券の取引を行い、または自己を取引の対象として先物契約を売買して、証券または先物の取引価格または出来高に影響を与えたとき。（四）その他の方法により証券または先物市場を操縦したとき。」から、「次に掲げるいずれかの事由により、証券または先物市場を操縦し、証券または先物の取引価格または出来高に影響を与えた者は、情状が重いときは、5年以下の有期徒刑または拘役に処し、罰金を併科または単科する。情状がとくに重いときは、5年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。（一）単独でまたは他人と共謀して、優位な資金、株もしくは先物契約または情報の優位を利用し、連携または連続して売買したとき。（二）他人と通謀して、事前に約束した時間、価格または方法で、証券または先物を相互に取引したとき。（三）自己が実際に管理している口座間で証券の取引を行い、または自己を取引の対象として先物契約を売買したとき。（四）取引成立を目的

とせず、頻繁にまたは大量に証券または先物契約の買い込みまたは売り出しを
 するとともに注文を取り消したとき。(五)虚偽または不確定の重大情報を利用し、
 投資者を誘導して証券または先物取引を行わせたととき。(六)証券、証券
 発行者または先物取引の目的について公開で評価、予測または投資提案を
 し、同時に逆行する証券取引または関係先物取引をしたとき。(七)その他の
 方法により証券または先物市場を操縦したとき。」に改正し、列挙事由を増設
 することによって相場操縦等の規制の強化が図られた。

(七) マネー・ロンダリング罪の改正

「刑法改正法（十一）」第14条は、刑法第191条第1項を、従前の「薬物犯罪、
 黒社会的な組織犯罪、テロ犯罪、密輸犯罪、横領・賄賂犯罪、金融管理秩序を
 破壊する犯罪または金融詐欺犯罪から得た不法な収益またはその果実であるこ
 とを知りながら、その由来または性質を仮装しまたは隠匿するために、次に掲
 げるいずれかの行為を行った者は、その犯罪による不法な収益およびその果実
 を没収し、5年以下の有期徒刑または拘役に処し、マネー・ロンダリング金額
 の5%以上20%以下の罰金を併科しまたは単科する。情状が重いときは、5年
 以上10年以下の有期徒刑に処し、マネー・ロンダリング金額の5%以上20%以
 下の罰金を併科する。(一)資金の預金口座を提供する行為。(二)財産を現金、
 金融手形または有価証券に交換することに協力する行為。(三)振込みまた
 はその他の決済方法を通じて資金の移転に協力する行為。(四)資金を境外
 に送金することに協力する行為。(五)その他の方法により犯罪による不法な
 収益またはその果実の性質または由来を仮装しまたは隠匿する行為。」から、
 「薬物犯罪、黒社会的な組織犯罪、テロ犯罪、密輸犯罪、横領・賄賂犯罪、金
 融管理秩序を破壊する犯罪または金融詐欺犯罪から得た不法な収益またはその
 果実の由来または性質を仮装しまたは隠匿するために、次に掲げるいずれかの
 行為を行った者は、その犯罪による不法な収益およびその果実を没収し、5年
 以下の有期徒刑または拘役に処し、罰金を併科しまたは単科する。情状が重い
 ときは、5年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。(一)資金の
 預金口座を提供する行為。(二)財産を現金、金融手形または有価証券に交換
 する行為。(三)振込みまたはその他の支払決済方法を通じて資金を移転する
 行為。(四)資産を域外に移転する行為。(五)その他の方法により犯罪による
 不法な収益またはその果実の性質または由来を仮装しまたは隠匿する行為。」
 に改正した。

また、両罰規定である第2項を、従前の「組織体が前項の罪を犯したときは、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者およびその他の直接責任者についても、5年以下の有期徒刑または拘役に処する。情状が重いときは、5年以上10年以下の有期徒刑に処する。」から、「組織体が前項の罪を犯したときは、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者およびその他の直接責任者についても、前項の規定により処罰する」に改めた。

(八) 不法債務取立罪の新設

「刑法改正法(十一)」第34条は、刑法第293条(挑発混乱引起罪)の後に一条を追加し、第293条の1として、新たに不法債務取立罪を設け、「次に掲げるいずれかの事由があり、高利貸し等により生じた不法な債務を取り立てた者は、情状が重いときは、5年以下の有期徒刑、拘役または管制に処し、罰金を併科または単科する。(一) 暴行または脅迫の方法を使用したとき。(二) 他人の人身の自由を制限し、または他人の住宅に侵入したとき。(三) 他人に脅し、つきまといまたは嫌がらせをしたとき。」とした。

六 企業の保護等に関する規定の改正

(一) 非公務員収賄罪の改正

「刑法改正法(十一)」第10条は、刑法第163条第1項を、従前の「会社、企業またはその他の組織体の職員が、職務上の有利な立場を利用して、他人に財物を要求し、またはこれを不法に収受して他人の利益を図り、数額が比較的大きいときは、5年以下の有期徒刑または拘役に処する。数額が非常に大きいときは、5年以上の有期徒刑に処し、財産の没収を併科することができる。」から、「会社、企業またはその他の組織体の職員が、職務上の有利の立場を利用して、他人に財物を要求し、またはこれを不法に収受して他人の利益を図り、数額が比較的大きいときは、3年以下の有期徒刑または拘役に処し、罰金を併科する。数額が非常に大きいときまたはその他の重い情状があるときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。数額が極めて大きいときまたはその他のとくに重い情状があるときは、10年以上の有期徒刑または無期懲役に処し、罰金を併科する。」に改め、法定刑を改正した。

（二）業務上横領罪の改正

「刑法改正法（十一）」第29条は、刑法第271条第1項を、従前の「会社、企業またはその他の組織体の職員が、職務上の立場を利用し、当該組織体の財物を不法に自己の物として領得し、数額が比較的大きいときは、5年以下の有期徒刑または拘役に処する。数額が非常に大きいときは、5年以上の有期徒刑に処し、財産の没収を併科することができる。」から、「会社、企業またはその他の組織体の職員が、職務上の立場を利用し、当該組織体の財物を不法に自己の物として領得し、数額が比較的大きいときは、3年以下の有期徒刑または拘役に処し、罰金を併科する。数額が非常に大きいときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。数額が極めて大きいときは、10年以上の有期徒刑または無期徒刑に処し、罰金を併科する。」に改め、法定刑を改正した。

（三）資金流用罪の改正

「刑法改正法（十一）」第30条は、刑法第272条第1項を、従前の「会社、企業またはその他の組織体の職員が、職務上の立場を利用し、当該組織体の資金を流用して自ら使用し、または他人に貸出し、数額が比較的大きく3箇月を超えても返還しないとき、3箇月を超えなくても数額が比較的大きくそれで営利活動を行ったとき、またはそれにより不法な活動を行ったときは、3年以下の有期徒刑または拘役に処する。当該組織体の資金を流用し、数額が非常に大きいとき、または比較的大きくこれを返還しなかったときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処する。」から、「会社、企業またはその他の組織体の職員が、職務上の立場を利用し、当該組織体の資金を流用して自ら使用し、または他人に貸出し、数額が比較的大きく3箇月を超えても返還しないとき、3箇月を超えなくても数額が比較的大きくそれで営利活動を行ったとき、またはそれにより不法な活動を行ったときは、3年以下の有期徒刑または拘役に処する。当該組織体の資金を流用し、数額が非常に大きいとき、または比較的大きくこれを返還しなかったときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。数額が極めて大きいときは、7年以上の有期徒刑に処する。」に改め、法定刑を改正した。さらに、「第1項の行為を行い、公訴提起前に流用した資金を返還したときは、その刑を軽くし、または減輕することができる。そのうち、犯罪が比較的軽微であるときは、処罰を減輕し、または免除することができる」という刑の減免規定を追加し、第3項とした。

(四) 貸付金手形信用書金融保証書騙取罪の改正

「刑法改正法(十一)」第11条は、刑法第175条の1における「またはその他の重い情状があるとき」という文言を削除した。本罪は2006年の刑法改正法(六)によって増設された罪である。当時、中国はどのような金融市場を建設するか、どのように金融市場を発展させるかなどの根本的な問題を模索しており、金融市場に関する法規も非常に不足していたので、銀行や他の金融機関が金融業務を秩序よく展開できるようにするため、立法者は本罪を設ける際に「結果」と「情状」の択一的モデルを採用した。しかし、中国の金融市場管理の法制度が整備されつつあることに伴い、このモデルはビジネス環境の最適化には不利になっている。そこで今回の修正では、この文言を削除したことにより、重大な損失を与えたことだけが成立要件になる。

(五) 虚偽証明文書提供罪の改正

「刑法改正法(十一)」第25条は、刑法第229条第1項を大幅に改正し、犯罪主体の範囲を拡大するとともに、加重情状および法定刑も見直した。すなわち、従前の「資産の評価、資金の確認、証明文書の確認、会計、会計監査、法律サービスその他の職務を務める仲介組織の職員が、故意に不実の証明文書を提供し、情状が重いときは、5年以下の有期徒刑または拘役に処し、罰金を併科する。」から、「資産の評価、資金の確認、証明文書の確認、会計、会計監査、法律サービス、保証推薦、安全評価、環境影響評価、環境監視等の職務を担当する仲介組織の職員が、故意に不実の証明文書を提供し、情状が重いときは、5年以下の有期徒刑または拘役に処し、罰金を併科する。次に掲げるいずれかの事由があるとき、5年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。(一)証券発行に関する虚偽の資産評価、会計、会計監査、法律サービス、保証推薦等の証明文書を提供し、情状がとくに重いときであるとき。(二)重大な資産取引に関する虚偽の資産評価、会計、会計監督等の証明文書を提供し、情状がとくに重いときであるとき。(三)公共の安全に関する重大な工事、プロジェクトにおいて虚偽の安全評価、環境影響評価等の証明文書を提供し、公共資産、国家または人民の利益にとくに重大な損失を生じさせたとき。」に改正した。

同時に、第2項を、従前の「前項に規定する職員が、他人に財物を要求またはこれを不法に收受し、前項の罪を犯したときは、5年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。」から、「前項の行為を行い、同時に他人に財物

を要求しまたはこれを不法に収受し、犯罪をも構成するときは、重い刑を定める規定により罪を認定し、処罰する。」に改正した。

七 知的財産権を侵害する罪に関する規定の改正

21世紀において知的財産権の産業発展における役割は日増しに際立っている。知的財産権はすでに各国や各種企業にとって極めて重要な「エネルギーの源」となっていることを認めなければならない。そのため、知的財産の創造と活用を加速させることが各国と企業の高度な関心事であり、著作権法も改正されたことに対応して刑罰的にも厚く保護されるよう求められている。今回は、現行の刑法が施行されて以来、知的財産権を侵害する罪に関する規定を初めて改正したものであり、中国の知的財産権に関わる刑事規制を充実させ、より良いビジネス環境を創造するための重要な改正といえよう。

（一）登録商標盗用罪の改正

「刑法改正法（十一）」第17条は、刑法第213条を、従前の「登録商標の所有者の許可を得ずに、同一種類の商品にその登録商標と同様の商標を使用した者は、情状が重いときは、3年以下の有期徒刑または拘役に処し、罰金を併科しまたは単科する。情状がとくに重いときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。」から、「登録商標の所有者の許可を得ずに、同一種類の商品またはサービスにその登録商標と同様の商標を使用した者は、情状が重いときは、3年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科しまたは単科する。情状がとくに重いときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。」に改正した。これにより、サービスの商標も本罪の対象として含まれることが明確になり、法定刑も引き上げられた。

（二）登録商標盗用商品販売罪の改正

「刑法改正法（十一）」第18条は、刑法第214条を、従前の「盗用した登録商標を使用している商品であることを知りながら、これを販売した者は、売上金額が比較的大きいときは、3年以下の有期徒刑または拘役に処し、罰金を併科しまたは単科する。売上金額が非常に大きいときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。」から、「盗用した登録商標を使用している商品であることを知りながら、これを販売した者は、違法所得が比較的大きいとき

またはその他の重い情状があるときは、3年以下の有期懲役に処し、罰金を併科または単科する。違法所得が非常に大きいときまたはその他のとくに重い情状があるときは、3年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。」に改正した。

(三) 登録商標標識不法製造罪・不法登録商標標識販売罪の改正

「刑法改正法(十一)」第19条は、刑法第215条を、従前の「他人の登録商標もしくは標識を偽造しもしくは無断で製造した者、または偽造もしくは無断で製造された登録商標もしくは標識を販売した者は、情状が重いときは、3年以下の有期懲役、拘役または管制に処し、罰金を併科または単科する。情状がとくに重いときは、3年以上7年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。」から、「他人の登録商標もしくは標識を偽造しもしくは無断で製造した者、または偽造もしくは無断で製造された登録商標もしくは標識を販売した者は、情状が重いときは、3年以下の有期懲役に処し、罰金を併科または単科する。情状がとくに重いときは、3年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。」に改正した。

(四) 著作権侵害罪の改正

「刑法改正法(十一)」第20条は、刑法第217条の列挙事由を追加するなどの改正を行なった。詳しくは以下のとおりである。

従前の規定は「営利の目的で、次に掲げる著作権を侵害するいずれかの事由がある者は、不法に取得した数額が比較的大きいときまたはその他の重い情状があるときは、3年以下の有期懲役または拘役に処し、罰金を併科または単科する。不法に取得した数額が非常に大きいときまたはその他のとくに重い情状があるときは、3年以上7年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。(一) 著作権者の許可を得ずに、その文字作品、音楽、映画、テレビ、録画作品、コンピューターソフトウェアその他の作品を複製しまたは発行したとき。(二) 他人が専用出版権を有する図書を出版したとき。(三) 録音もしくは録画の制作者の許可を得ずに、その者が制作した録音録画を複製しまたは発行したとき。(四) 他人の署名を盗用した美術作品を制作しまたは販売したとき。」であったところ、改正により、「営利の目的で、次に掲げる著作権または著作隣接権を侵害するいずれかの事由がある者は、不法に取得した数額が比較的大きいときまたはその他の重い情状があるときは、3年以下の有期懲役に処し、罰金

を併科しまたは単科する。不法に取得した数額が非常に大きいときまたはその他のとくに重い情状があるときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。(一) 著作権者の許可を得ずに、その文字作品、音楽、美術、視聴覚作品、コンピューターソフトウェアその他の法律・行政法規に規定する作品を複製し、発行しまたは情報ネットワークを通じて公衆に伝播させたとき。(二) 他人が専用出版権を有する図書を出版したとき。(三) 録音もしくは録画の制作者の許可を得ずに、その者が制作した録音録画を複製し、発行しまたは情報ネットワークを通じて公衆に伝播させたとき。(四) 実演者の許可を得ずに、その実演を記録した録音もしくは録画製品を複製し、発行しまたはその実演を情報ネットワークを通じて公衆に伝播させたとき。(五) 他人の署名を盗用した美術作品を制作しまたは販売したとき。(六) 著作権者または著作隣接権者の許可を得ずに、権利者がその作品、録音録画製品等のために講じた著作権または著作隣接権を保護する技術的措置を故意に回避し、または破壊したとき。」と改められた。本改正により、情報ネットワークを使った公衆配信が行為態様に追加され、また、実演家の権利も保護の対象となり、著作隣接権の侵害も本罪の対象に追加されることになった。

(五) 侵権複製品販売罪の改正

「刑法改正法（十一）」第21条は、刑法第218条を、従前の「営利の目的で、この法律の第217条に規定する権利侵害の複製品であることを知りながら、これを販売した者は、不法に取得した数額が非常に大きいときは、3年以下の有期徒刑または拘役に処し、罰金を併科しまたは単科する。」から、「営利の目的で、この法律の第217条に規定する権利侵害の複製品であることを知りながら、これを販売した者は、不法に取得した数額が非常に大きいときまたはその他の重い情状があるときは、5年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科しまたは単科する。」に改正した。

(六) 商業秘密侵害罪の改正

「刑法改正法（十一）」第22条は、刑法第219条第1項を、従前の「次に掲げる商業秘密を侵害するいずれかの行為を行い、商業秘密の権利者に重大な損失を与えた者は、3年以下の有期徒刑または拘役に処し、罰金を併科しまたは単科する。とくに重い結果を生じさせたときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。(一) 窃盗、誘惑、脅迫またはその他の不正の手段に

より、権利者の商業秘密を取得する行為。(二) 前号の手段により取得した権利者の商業秘密を開示し、使用または他人によるその使用を承認する行為。(三) 約定に違反し、または権利者の商業秘密の保護の要求に反し、自ら把握している商業秘密を開示し、使用または他人によるその使用を承認する行為。」から、「次に掲げる商業秘密を侵害するいずれかの行為を行った者は、情状が重いときは、3年以下の有期懲役に処し、罰金を併科または単科する。情状がとくに重いときは、3年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。(一) 窃盗、賄賂、詐欺、脅迫、電子的侵入またはその他の不正の手段により、権利者の商業秘密を取得する行為。(二) 前号の手段により取得した権利者の商業秘密を開示し、使用または他人によるその使用を承認する行為。(三) 秘密保持義務に違反し、または権利者の商業秘密の保護の要求に反し、自ら把握している商業秘密を開示し、使用または他人によるその使用を承認する行為。」に改正した。

また、第2項における「または知るべきでありながら」を削除した上で、「当該商業秘密を取得し、使用または開示したときは、商業秘密の侵害として論ずる」こととした。

そのほか、従前の第3項の「本条において『商業秘密』とは、公に知られておらず、権利者に経済的利益をもたらすことができ、実用性があり、かつ、権利者が保護措置を取っている技術的情報または経営情報をいう。」という定義規定が削除された。このように改正されたのは、国内・国際市場競争の発展に伴い、従前の商業秘密の定義は、意味が狭すぎて現代社会の発展に適応できなかったためである。商業秘密の定義を削除することは、司法機関により大きな裁量の余地を与えるが、商業秘密を認定する際には他の法律の規定を参考にしなければならない。

(七) 域外のための商業秘密窃取・探知・買受・不法提供罪の新設

「刑法改正法(十一)」第23条は、刑法第219条の後に一条を追加して第219条の1とし、「域外の機構、組織または人員のために商業秘密を窃取し、探知し、買受けまたは不法に提供した者は、5年以下の有期懲役に処し、罰金を併科または単科する。情状が重いときは、5年以上の有期懲役に処し、罰金を併科する。」という規定を新設した。

（八） 知的財産権侵害罪の両罰規定の改正

刑法第219条の1の新設に伴い、刑法220条の知的財産権侵害罪の両罰規定も改正された。従前の「組織体为本節第213条ないし第219条に規定する罪を犯したときは、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者およびその他の直接責任者についても、各本条の規定により処罰する。」という規定が、「組織体为本節第213条ないし第219条の1に規定する罪を犯したときは、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者およびその他の直接責任者についても、各本条の規定により処罰する。」となった。

八 公共の秩序を妨害する罪に関する規定の改正

公共の秩序を妨害する罪が保護の対象とする社会公共秩序とは、生産、経営、管理および生活などを含む正常な社会運営状態であり、社会事業の正常な展開および良好な社会風紀が保護法益となる。公共の秩序を妨害する罪は、時代の変化・発展と社会情勢の要求に積極的に順応する必要が認められる際に改正される。

（一） 警察官襲撃罪の新設

従前の277条第5項は、「現に法により職務を執行している人民警察官を暴力で襲撃した者は、第1項の規定によってより重く処罰する。」と規定し、公務妨害罪の1類型（加重類型）であったが、「刑法改正法（十一）」第31条により、「現に法により職務を執行している人民警察官を暴力で襲撃した者は、3年以下の有期徒刑、拘役または管制に処する。鈍器もしくは管制刀具を使用し、または自動車を運転して追突する等の手段により、その人身の安全に重大な危険を生じさせたときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。」に改正され、警察官襲撃罪という罪名になった。

（二） 詐称乗っ取り罪の新設

「刑法改正法（十一）」第32条は、刑法第280条の1の後に第280条の2を設け、「①他人の身分を盗用しもしくは冒用し、または他人の取得した高等教育機関入学資格、公務員任用資格、就職斡旋待遇を乗っ取った者は、3年以下の有期徒刑、拘役または管制に処し、罰金を併科する。②他人を組織しまたは他人に指示して前項の行為を実行させた者は、前項の規定によってより重く処罰

する。③国家職員に前二項の行為を行い、その他の犯罪をも構成するときは、併合罪として処罰する。」という規定である。

(三) 高所物品投棄罪の新設

「刑法改正法（十一）」第33条は、刑法第291条の1の後に、第291条の2として、「第1項 建築物またはその他の高所から物品を投げ捨てた者は、情状が重いときは、一年以下の有期懲役、拘役または管制に処し、罰金を併科または単科する。第2項 前項に規定する行為を行い、同時に他の罪を構成するときは、重い刑を定める規定により罪を認定し、処罰する。」という高所物品投棄罪を新設した。

(四) 英雄烈士名誉・荣誉侵害罪の新設

「刑法改正法（十一）」第35条は、刑法第299条の後に、第299条の1として、「侮辱、誹謗またはその他の方式により英雄烈士の名誉または荣誉を侵害し、社会公共の利益を損害した者は、情状が重いときは、3年以下の有期懲役、拘役、管制または政治的権利の剥奪に処する。」という英雄烈士名誉・荣誉侵害罪を新設した。

(五) 賭博場開帳罪の改正と国（域）外賭博参加組織罪の新設

「刑法改正法（十一）」第36条は、刑法第303条の第2項の賭博開帳罪の法定刑を引き上げ、従前の「賭博場を開帳した者は、3年以下の有期懲役、拘役または管制に処し、罰金を併科する。情状が重いときは、3年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。」から、「賭博場を開帳した者は、5年以下の有期懲役、拘役または管制に処し、罰金を併科する。情状が重いときは、5年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。」に改正するとともに、第3項として「中華人民共和国国民を組織して国（域）外の賭博に参加させた者は、数額がとくに大きいときまたはその他の重い情状があるときは、前項の規定により処罰する。」という域外賭博参加組織罪を新設した。

九 公共の衛生に危害を及ぼす罪に関する規定の改正

(一) 感染症防止妨害罪の改正

新型コロナウイルスの感染拡大以降、行為者が意図的に病状を隠したため複

数人がウイルスに感染した事案における司法判断にばらつきがみられた。改正前の刑法第330条の適用範囲が「甲類伝染病」に限られていたのに対し、伝染病予防法第3条によると、甲類感染症はペストとコレラだけを含み、新型コロナウイルス肺炎は含まれていないためであった。今後感染症の拡大をよりよく防止するため、今回以下のように改正した。

「刑法改正法（十一）」第37条は、刑法第330条の第1項を、従前の「感染症予防法の規定に違反して、次に掲げるいずれかの事由により、甲類感染症の伝播を引き起こし、または重大な伝播の危険を生じさせた者は、3年以下の有期徒刑または拘役に処する。結果がとくに重いときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。（一）給水部門の供給した飲用水が国の規定した衛生基準に達していなかったとき。（二）衛生防疫機関の提示した衛生上の要求に従わず、感染症の病原体に汚染された汚水、汚物または糞尿に対して消毒処理をしなかったとき。（三）感染症患者、病原体保有者または感染症に罹患した疑いのある者が、國務院衛生行政部門の規定により禁止された感染症を伝播させやすい仕事に従事することを許可し、または放任したとき。（四）衛生防疫機関が感染症予防法に基づいて勧告した予防、対策措置の執行を拒否したとき。」から、「感染症予防法の規定に違反して、次に掲げるいずれかの事由により、甲類感染症および法により甲類感染症の予防、対策措置を講じると確定した感染症の伝播を引き起こし、または重大な伝播の危険を生じさせた者は、3年以下の有期徒刑または拘役に処する。結果がとくに重いときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。（一）給水部門の供給した飲用水が国の規定した衛生基準に達していなかったとき。（二）衛生防疫機関の提出した衛生上の要求に従わず、感染症の病原体に汚染された汚水、汚物、場所および物品に対して消毒処理をしなかったとき。（三）感染症患者、病原体保有者または感染症に罹患した疑いのある者が、國務院衛生行政部門の規定により禁止された感染症を伝播させやすい仕事に従事することを許可し、または放任したとき。」に改め、「（四）感染地区において感染症の病原体に汚染され若しくは汚染された可能性のある物品を売り渡したまたは運搬するに際して、消毒処理をしなかったとき。」を追加した上で、旧4号を「（五）県級以上の人民政府または疾病予防対策機構が伝染病予防治療法に基づいて提示した予防、対策措置の執行を拒否したとき。」と改正した。

(二) 人類遺伝資源不法採集・人類遺伝資源材料密輸出罪の新設

「刑法改正法（十一）」第38条は、刑法第334条の後に一条を追加し、第334条の1として、「国の関係規定に違反し、我が国の人類遺伝資源を不法に採集し、または我が国の人類遺伝資源材料を不法に運送し、郵送し、携帯して出域させた者は、公衆の健康または社会公共の利益に危害を生じさせ、情状が重いときは、3年以下有期懲役、拘役または管制に処し、罰金を併科しまたは単科する。情状がとくに重いときは、3年以上7年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。」という規定を新設した。

(三) ゲノム編集・クローン胚不法移植罪の新設

「刑法改正法（十一）」第39条は、刑法第336条の後に一条を追加し、第336条の1として、「ゲノム編集もしくはクローンのヒト胚を人体もしくは動物の体に移植し、またはゲノム編集もしくはクローンの動物胚を人体に移植した者は、情状が重いときは、3年以下の有期懲役または拘役に処し、罰金を併科する。情状がとくに重いときは、3年以上7年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。」という規定を新設した。

(四) 陸生野生動物不法捕獲・買入・運搬・売渡罪の新設

「刑法改正法（十一）」第41条は、刑法第341条に一項を追加し、第341条第3項として、「野生動物保護管理法規に違反し、食用を目的として第1項に規定するものの他の野外の環境で自然に生長繁殖した陸生野生動物を不法に捕獲し、買入れ、運搬しまたは売り渡した者は、情状が重いときは、前項に規定により処罰する。」という規定を新設した。

十 環境資源を破壊する罪に関する規定の改正

近年新しく制定された法律と刑法をよりよく適合させて、生態系と生物の保護を手厚くするため、今回の改正では環境資源破壊に対する規制を強化した。

(一) 環境汚染罪の改正

「刑法改正法（十一）」第40条は、刑法第338条における「結果がとくに重いとき」という用語を「情状が重いとき」に改めたうえで、第1項として、「次に掲げるいずれかの事由があるときは、7年以上の有期懲役に処し、罰金を併

科する。(一) 飲用水の水源保護区もしくは自然保護地の核心的保護区等の法により確定した重大な保護区域において放射性を有する廃棄物、感染病病原体を含む廃棄物または有毒物質を排出、廃棄または処理し、情状がとくに重いとき。(二) 国の確定した重要河川もしくは湖沼水域に放射性を有する廃棄物、感染病病原体を含む廃棄物または有毒物質を排出、廃棄または処理し、情状がとくに重いとき。(三) 大量の恒久的基本農田の基本的機能を喪失させ、または恒久的破壊を生じさせたとき。(四) 多数人を重傷もしくは重大疾病に至らせ、または人を重大な障害もしくは死亡に至らせたとき。」と規定した。さらに、第2項として「前項に規定する行為を行い、同時に他の犯罪をも構成するときは、重い刑を定める規定により罪を認定し、処罰する。」という規定を設けた。

(二) 自然保護地破壊罪の新設

「刑法改正法（十一）」第42条は、刑法342条の後に一条を追加し、第342条の1として、「第1項 自然保護地管理法規に違反し、国家公園もしくは国家級自然保護区で開墾もしくは開発活動を行い、または建築物を建築した者は、重大な結果を生じ、またはその他の悪質な情状があるときは、5年以下の有期徒刑または拘役に処し、罰金を併科しまたは単科する。第2項 前項に規定する行為を行い、同時に他の犯罪をも構成するときは、重い刑を定める規定により罪を認定し、処罰する。」という規定を新設した。

(三) 侵略的外来種不法持込み・解放・遺棄罪の新設

「刑法改正法（十一）」第43条は、刑法344条の後に一条を追加し、第344条の1として、「国の規定に違反し、侵略的外来種を不法に持ち込み、解き放ち、または遺棄した者は、情状が重いときは、3年以下の有期徒刑または拘役に処し、罰金を併科しまたは単科する。」という規定を新設した。

十一 その他

(一) 興奮剤管理妨害罪の新設

現代のスポーツイベントにおいて、競技の公平性を確保するために、選手による興奮剤の使用が禁止されているが、興奮剤を服用する行為は繰り返して発生している。2003年に中国が『世界アンチ・ドーピング規程』に署名し、加盟

して以降、興奮剤に関する法整備が進み、「中華人民共和国スポーツ法」第48条は、「スポーツイベントにおいて、禁止薬物または禁止された方法の使用は、スポーツ社会団体が法令の規定に従って処罰し、国家職員の直接責任者については、法律に従って行政処分を処する。」と規定している。

他方、刑法においてはドーピングに関する処罰規定がなく、改正前は、関連する司法解釈の規定に基づき、個別の事実関係に応じて、禁制品密輸罪、普通貨物物品密輸罪、不法経営罪、被後見人・被看護人虐待罪、試験不正行為組織罪、非安全食品生産販売罪、有毒有害食品生産・販売罪、職権濫用罪または職務懈怠罪などを適用して処理していた。

今回、「刑法改正法（十一）」第44条は、刑法355条の後に一条を追加し、第355条の1として興奮剤管理妨害罪を新設した。すなわち、「第1項 スポーツ選手を勧誘し、教唆し、もしくは欺いて興奮剤を使用させて重要な国内・国際スポーツ競技大会に参加させ、またはスポーツ選手が上述の競技大会に参加することを知りながらその者に興奮剤を提供した者は、情状が重いときは、3年以下の有期徒刑または拘役に処し、罰金を併科する。第2項 スポーツ選手を組織し、もしくは強要して興奮剤を使用させて重要な国内・国際スポーツ競技大会に参加させた者は、前項の規定によってより重く処罰する。」という規定である。

（二） 軍事スパイ罪の改正

「刑法改正法（十一）」第46条は、刑法431条第2項を、従前の「境外の機関、組織または個人のために、軍事機密を窃取し、探知し、買収しまたは不法に提供した者は、10年以上の有期徒刑、無期徒刑または死刑に処する。」から、「境外の機関、組織または個人のために、軍事機密を窃取し、探知し、買収しまたは不法に提供した者は、5年以上10年以下の有期徒刑に処する。情状が重いときは、10年以上の有期徒刑、無期徒刑または死刑に処する。」に改正した。

（三） 軍人の職責違反罪の主体の改正

「刑法改正法（十一）」第47条は、刑法450条を、従前の「本章は、中国人民解放軍の現役将校、文職幹部、兵士および軍籍を有する学生、中国人民武装警察部隊の現役警官、文職幹部、兵士および軍籍を有する学生、ならびに軍事任務を執行する予備役人員およびその他の者に適用する。」から、「本章は、中国人民解放軍の現役将校、文職幹部、兵士および軍籍を有する学生、中国人民武

装警察部隊の現役警官，文職幹部，兵士および軍籍を有する学生，ならびに文職人員，軍事任務を執行する予備役人員およびその他の者に適用する。」に改正した。

(王兵兵記)